

(趣旨)

第1条 この規程は、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、随意契約の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(執行伺)

第2条 課長等（本庁の課長及び議会事務局長並びに出先機関の長をいう。以下同じ。）は、随意契約により契約を締結しようとするときは、当該契約の目的、内容、根拠条項、予定価格、見積りを徴する者（以下「見積徴取業者」という。）等について執行伺により所定の決裁を受けて執行しなければならない。ただし、予定価格の設定及び見積書の徴取を省略するときは、この限りでない。

2 前項の執行伺には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類の添付は、契約規則第34条第1項ただし書の規定により当該書類の作成を省略するときは、この限りでない。

- (1) 設計書、図面、仕様書その他契約に係る工事の施行、業務の執行等に必要な書類
- (2) 予定価格調書（別記様式第1号）
- (3) 見積徴取業者選定調書（別記様式第2号又は別記様式第3号）

3 第1項の規定により決裁を受ける場合において、当該随意契約が次の各号に掲げる規定によるものであるときは、それぞれ当該各号に定める者の合議を経なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号まで 総務課長
 - (2) 令第167条の2第1項第3号 健康福祉課長
 - (3) 令第167条の2第1項第4号 商工観光課長
- (見積徴取業者の選定基準)

第3条 見積徴取業者は、原則として、競争入札参加資格の認定を受けている者のうちから選定するものとする。ただし、契約金額が50万円以下となることが見込まれる建設工事及び建設工事に係る修繕については、那須烏山市小規模工事等契約希望者登録規程（平成17年那須烏山市規程第23号）の定めるところにより小規模工事等の契約希望者の登録を受けている者のうちから選定するよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができないときその他特別の理由があるときは、競争入札参加資格の認定の有無にかかわらず、見積徴取業者を選定することができる。この場合においては、当該見積徴取業者に係る会社概要、業務実績等の情報を収集し、その適正性、信用力等を客観的に評価できるようにしておかななければならない。

(選考委員会での審議)

第4条 随意契約が令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までの規定によるものであって、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えるものであるときは、見積徴取業者の選定について、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年那須烏山市規程第26号）に基づく建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審議を経なければならない。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円

- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い及び物件の貸付け 30万円
- (5) 業務の委託その他前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 課長等は、前項の規定により選考委員会の審議を受けようとするときは、選考委員会開催日の3日前までに、第2条の規定により決裁を受けた見積徴取業者選定調書その他当該随意契約の参考となる資料を総務課長に提出しなければならない。

3 課長等は、選考委員会の審議の結果を受けるまでは、当該随意契約に係る見積依頼その他の手続を執行してはならないものとする。

(見積依頼伺)

第5条 課長等は、選考委員会における審議の結果、見積徴取業者の選定が適当であると認められたときは、見積依頼伺により所定の決裁を受けて当該見積徴取業者に対する見積依頼をしなければならない。

2 課長等は、見積依頼をするときは、見積依頼書のほか、必要に応じて、設計書、図面、仕様書、特記仕様書等を添付し、見積徴取業者が適正な見積りを行えるように配慮しなければならない。

3 課長等は、随意契約が選考委員会での審議を要しないものであるときは、第2条に規定する執行伺とこの条に規定する見積依頼伺とを併合して処理することができる。

4 課長等は、随意契約が令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定によるものであって、当該契約の履行が可能な者が2者以上あり、かつ、当該随意契約の予定価格が物品を買い入れる契約にあっては80万円、役務の提供を受ける契約にあっては50万円を超えるものであるときは、見積依頼をする前に契約規則第33条第1項の規定により同項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(見積期間)

第6条 課長等は、見積書を徴するときは、7日以上の見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する期間は、見積依頼書を郵送する場合は発送する日の翌日から起算し、その他の方法による見積依頼の場合は依頼日から起算し、那須烏山市の休日に関する条例（平成17年那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除いて算定するものとする。

(見積書の提出)

第7条 提出を受ける見積書は、見積徴取業者が適宜に作成した書式によるものとし、特に指定した場合を除き、消費税及び地方消費税の額を区分して記載させるとともに、当該消費税及び地方消費税の額を含めた金額を見積金額として記載させなければならない。

2 見積書は、原則として、持参して提出させるものとする。ただし、課長等が持参させる必要がないと認めたときは、郵送によることができる。

3 課長等は、見積書が正当な理由がなく指定した期日までに到着しないときは、これを無効とし、見積合わせを辞退したものとして取り扱うものとする。

(見積書の開封)

第8条 前条の規定により徴した見積書の開封は、課長等が行う。ただし、見積徴取業者から求めがあったときは、当該見積徴取業者を立ち合わせて行うことができる。

(見積状況調書の作成)

第9条 課長等は、前条の規定により見積書を開封したときは、契約規則第36条第2項の規定により見積状況調書（別記様式第4号）を作成しなければならない。

(契約の相手方の決定伺)

第10条 課長等は、前2条の規定により見積書を開封し、契約規則第37条の規定により契約の相手方を選定したときは、決定伺により所定の決裁を受けて当該契約の相手方を決定しなければならない。

(決定の通知)

第11条 課長等は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、契約規則第38条の規定により速やかにその旨を当該契約の相手方に通知しなければならない。

2 課長等は、前項の通知をするときは、次条に規定する契約の締結方法を明記しておくものとする。この場合において、同条第1項第2号に掲げる方法により契約を締結するときは、作成した契約書の案を当該通知に併せて添付しなければならない。

3 課長等は、見積書を提出した者のうち契約の相手方とならなかった者に対しては、その旨並びに決定した契約の相手方の名称及び契約予定金額を通知しなければならない。

(契約の締結方法)

第12条 契約の締結は、契約規則第43条の規定により契約書の作成を省略する場合を除き、契約規則第40条第2項の規定により次の各号のいずれかに掲げる方法により契約書を作成し、当該契約書を取り交わすことにより行うものとする。

(1) 当該契約の相手方に契約書の案の作成及び記名押印を求め、当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法

(2) 課長等において契約書の案を作成し、当該契約の相手方に当該契約書の案を送付して記名押印を求め、更に当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法

2 課長等は、契約規則第43条第1項第1号又は第2号の規定により契約書の作成を省略するときは、同条第2項の規定により次に掲げる請書その他適当な文書を徴しなければならない。

(1) 工事請負請書 (別記様式第5号)

(2) 物品売買請書 (別記様式第6号)

(3) 業務委託請書 (別記様式第7号)

(契約の締結伺)

第13条 課長等は、契約の相手方から記名押印された契約書の案の提出を受けたときは、当該提出のあった契約書の案を添付し、契約の締結伺により所定の決裁を受けて当該契約書の取交しを行わなければならない。

(随意契約結果調書等の提出等)

第14条 課長等は、締結した随意契約の予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えるものであるときは、随意契約結果調書 (別記様式第8号) 及び見積状況調書を総務課長に提出しなければならない。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

(2) 財産の買入れ 80万円

(3) 物件の借入れ 40万円

(4) 財産の売払い及び物件の貸付け 30万円

(5) 業務の委託その他前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 課長等は、締結した随意契約が令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定によるものであって、当該随意契約の予定価格が物品を買い入れる契約にあっては80万円、役務の提供を受ける契約にあっては50万円を超えるものであるときは、前項の規定により随意契約結果調書及び見積状況調書を

総務課長に提出するほか、契約規則第33条第2項の規定により同項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(契約を変更した場合の契約変更調書の提出)

第15条 課長等は、前条第1項各号に掲げる契約を締結した後に当該契約について契約金額の変更を伴う変更をしたときは、変更契約調書(別記様式第9号)を総務課長に提出しなければならない。

(契約結果の公表)

第16条 総務課長は、前2条の規定により提出のあった随意契約結果調書及び見積状況調書並びに変更契約調書については、那須烏山市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する規則(平成17年那須烏山市規則第36号)の定めるところにより閲覧により公表するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。